

四半期報告書

(第63期第3四半期)

Joshin 上新電機株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

Joshin 上新電機株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	30

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第63期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
【会社名】	上新電機株式会社
【英訳名】	Joshin Denki Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土井 栄次
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 経営管理本部長 宇多 敏彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 経営管理本部長 宇多 敏彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第62期 第3四半期連結 累計期間	第63期 第3四半期連結 累計期間	第62期 第3四半期連結 会計期間	第63期 第3四半期連結 会計期間	第62期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	286,530	337,536	107,852	138,181	385,607
経常利益 (百万円)	6,655	11,275	2,808	6,084	8,810
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,037	6,451	1,397	3,726	4,687
純資産額 (百万円)	—	—	43,273	49,901	44,004
総資産額 (百万円)	—	—	163,819	179,200	142,886
1株当たり純資産額 (円)	—	—	875.30	1,003.44	889.06
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	81.81	130.05	28.30	75.01	94.92
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	125.55	—	71.18	—
自己資本比率 (%)	—	—	26.4	27.8	30.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,053	18,391	—	—	21,491
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,606	△4,763	—	—	△8,367
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△75	△2,260	—	—	△8,449
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	11,106	19,776	8,408
従業員数 (名)	—	—	3,044	3,470	3,032

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

3 第62期以前の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 ジョーシンアセット株式会社(連結子会社)は、第62期において会社清算が終了(平成22年1月31日付)しております。

5 第63期より国内子会社和歌山ジョーシン株式会社(平成22年4月1日設立)を新たに連結の範囲に含めております。

6 従業員数は就業人員であります。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,470 (3,341)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	2,676 (2,646)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)における販売実績を販売形態別に示すと、次のとおりであります。

区分	売上高(百万円)	前年同四半期比(%)
小売		
店頭販売	119,092	125.9
その他	15,392	153.5
小計	134,484	128.6
卸売	3,696	113.2
合計	138,181	128.1

- (注) 1 当グループでは、家電製品等の小売業(付帯業務を含む)以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 2 小売「その他」の主な内訳は、手数料収入及び無店舗販売等であります。
 3 「卸売」は、フランチャイジーに対する商品供給であります。
 4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 店頭販売の都府県別販売実績

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)における店頭販売実績を都府県別に示すと、次のとおりであります。

都府県名	売上高(百万円)	前年同四半期比(%)
大阪府	39,663	124.8
兵庫県	20,176	125.7
奈良県	9,286	133.2
京都府	8,131	125.5
滋賀県	6,876	115.2
新潟県	5,701	133.2
愛知県	4,755	143.0
和歌山県	4,267	133.9
埼玉県	3,984	123.8
岐阜県	3,590	118.1
富山県	3,138	130.4
三重県	2,636	134.4
石川県	1,795	123.2
千葉県	1,465	111.3
福井県	1,139	117.8
東京都	1,023	119.4
神奈川県	795	110.5
静岡県	664	116.1
店頭販売計	119,092	125.9

- (注) 1 当グループでは、家電製品等の小売業(付帯業務を含む)以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 品種別販売実績

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)における販売実績を品種別に示すと、次のとおりであります。

品種名	売上高(百万円)	前年同四半期比(%)
家電		
カラーテレビ	40,080	196.2
ビデオ及び関連商品	10,011	138.4
オーディオ及び関連商品	2,685	104.6
冷蔵庫	5,782	143.2
洗濯機・クリーナー	5,631	110.3
電子レンジ・調理器具	4,843	110.4
理美容・健康器具	3,298	109.6
照明器具	1,023	111.0
エアコン	6,795	205.7
暖房機	3,283	112.2
その他	8,747	103.4
小計	92,184	147.8
情報通信		
パソコン	6,224	92.8
パソコン周辺機器	6,504	106.9
パソコンソフト	610	84.7
パソコン関連商品	5,959	105.0
電子文具・ワープロ	565	123.7
電話機・ファクシミリ	714	97.9
携帯電話・PHS	2,665	122.1
その他	938	104.8
小計	24,183	103.1
その他		
音楽・映像ソフト	1,071	90.3
ゲーム・模型・玩具・楽器	12,841	89.9
時計	466	98.3
修理・工事収入	3,787	160.9
その他	3,646	97.9
小計	21,812	99.1
合計	138,181	128.1

(注) 1 当グループでは、家電製品等の小売業(付帯業務を含む)以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とした新興国の需要拡大や政府の経済対策効果などにより、一部の業種では景気回復の兆しが見られたものの、雇用情勢や所得水準は引き続き厳しい状況にあり、また、長引く円高・株安傾向等により、国内経済の先行きは依然として不透明な状況下にありました。

当家電販売業界におきましては、エコポイント制度変更前の駆け込み需要により、薄型テレビ・エアコン・冷蔵庫がいずれも好調に推移しました。さらに、薄型テレビに牽引されて、ブルーレイディスクレコーダーも好調に推移しました。一方商環境は、大型店のみならず中小型店も含めた相次ぐ出店、ならびに価格・サービスでの競争が一段と激化しております。

このような状況の中、当グループでは、長期無料保証制度の対象商品を大幅に拡大するなど、「お客様のライフスタイルを提案・サポートし、将来にわたり選ばれ続ける家電専門店を創造すると共に、より一層の企業価値向上に努める」をビジョンとした、3年目となる中期経営計画『JT-100経営計画』に総力を挙げて取り組んでおります。

また、当グループは、日頃の製品安全活動が評価され、経済産業省が主催する「製品安全対策優良企業表彰」の大企業小売販売事業者部門において、平成20年度に引き続き、『経済産業大臣賞』を受賞し、同制度初の連続受賞となりました。

店舗展開につきましては、住吉店(大阪府)をはじめ3店舗の出店を行った結果、当第3四半連結会計期間末の店舗数は182店舗となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高1,381億81百万円(前年同四半期比128.1%)、営業利益61億10百万円(前年同四半期比217.0%)、経常利益60億84百万円(前年同四半期比216.6%)、四半期純利益37億26百万円(前年同四半期比266.6%)となりました。

販売形態別では、小売におきましては、上記の状況により売上高は1,344億84百万円(前年同四半期比128.6%)となり、卸売におきましては、売上高は36億96百万円(前年同四半期比113.2%)となりました。

なお、当グループでは、家電製品等の小売業(付帯業務を含む)以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末は前連結会計年度末に比べ、資産は流動資産が333億20百万円増加し、固定資産が29億90百万円増加したため、合計で363億14百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、1,792億円となりました。

負債は、流動負債が249億26百万円増加し、固定負債が54億90百万円増加したため、合計で304億17百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、1,292億99百万円となりました。

純資産は、利益剰余金の増加等により株主資本が39億94百万円増加し、評価・換算差額等が19億2百万円増加したため、合計で58億97百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、499億1百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、営業活動による収入が投資活動及び財務活動による支出を上回った結果、全体としては157億25百万円の収入となり、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は197億76百万円(前年同四半期比178.1%)になりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の増加306億72百万円、税金等調整前四半期純利益61億32百万円、売上債権の増加58億63百万円及びたな卸資産の増加96億円等があり、全体では223億67百万円の収入と前年同四半期と比べ105億24百万円の増加(前年同四半期118億42百万円の収入)になりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店等による有形固定資産の取得及び差入保証金の差入による13億9百万円の支出、有形固定資産の売却及び差入保証金の回収による11億27百万円の収入等があり、全体では2億38百万円の支出と前年同四半期と比べ10億83百万円の増加(前年同四半期13億21百万円の支出)になりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債等の減少64億12百万円等があり、全体では64億3百万円の支出と前年同四半期と比べ36億63百万円の減少(前年同四半期27億39百万円の支出)になりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げた顧客、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

② 基本方針実現のための具体的な取組み

A 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンターテインメント商品・住宅設備関連品などを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(平成17年4月)・ISO14001の認証取得(平成12年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。また、平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(平成22年6月に「CSR報告書2010」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「前対応方針」といいます。)を導入しました。前対応方針の有効期間が、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の改正・整備等を踏まえ前対応方針の見直しを行い、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、前対応方針の一部を改定、更新することを決定し、本定時株主総会において決議されております。(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)

③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

A 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために前対応方針の導入及び本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

前対応方針は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会において株主の皆様の決議により導入し、本定時株主総会における株主の皆様の決議により、本対応方針への更新を行い、その後も、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様に決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 重要な設備計画の変更

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

② 重要な設備計画の完了

第2四半期連結会計期間末に計画していた設備計画のうち、当第3四半期連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
提出会社	高蔵寺店 (愛知県春日井市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	166	平成22年11月
	住吉店 (大阪市住吉区)	店舗の新設 (土地・建物・内装)	1,395	平成22年11月
	堺インター店 (堺市南区) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	245	平成22年12月

(注) 1 当グループでは、家電製品等の小売業(付帯業務を含む)以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 重要な設備の新設等

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
			総額	既支払額			
提出会社	鳴海店 (名古屋市緑区) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	259	12	自己資金	平成23年 2月	平成23年 3月
	日進香久山店 (愛知県日進市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	189	—	自己資金	平成23年 3月	平成23年 3月

(注) 1 当グループでは、家電製品等の小売業(付帯業務を含む)以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

④ 重要な設備の除却等

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
計	99,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	57,568,067	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	57,568,067	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年7月16日発行）

平成22年7月1日 取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,668,089 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 937 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～平成27年7月14日 (注)7
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	新株の発行に代えて、当社自己株式を交付する予定であります。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,500

- (注) 1 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権にかかる本社債の金額の総額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。
- 2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額としております。
転換価額は、当初937円としております。ただし、転換価額は(注)3から(注)6に定めるところにより調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。
- 3 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。
- ①時価((注)5(3)に定義しております。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とします。以下同じ。)の翌日以降これを適用します。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。
- ②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。
- ③時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)(以下「取得請求権付株式等」といいます。))を発行する場合。
調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用します。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。ただし、取得請求権付株式等の発行が当社に対する大規模買付行為の防衛を目的とする発行である旨を当社が公表のうえ社債管理者に通知したときには、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の条件でその全てが行使または適用され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の翌日以降これを適用します。
- ④上記①から③にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- 4 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称します。)をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

- (2) 「特別配当」とは、平成27年7月14日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含みます。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てます。)に15を乗じた金額とします。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいいます。
- (3) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用します。
- 5 転換価額の調整については、以下の規定を適用します。
- (1) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行いません。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとします。
- (2) 転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- (3) 転換価額調整式で使用する「時価」は、①新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、(注)3(2)④の場合は当該基準日)、②特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)とします。
- この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- (4) 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に(注)3または(注)6に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とします。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとします。
- 6 (注)3から(注)5により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行います。
- (1) 株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除きます。)、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (2) 上記(1)のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (3) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- (4) 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- (5) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 7 以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。)
 - (2) 振替機関が必要であると認めた日
 - (3) 期中償還請求により償還される本社債に付された本新株予約権については、支払代理人に期中償還請求に要する事項として当社の定める事項を通知した日以降
 - (4) 平成27年7月14日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
 - (5) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
 - (6) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとします。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
- 8 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- (1) 当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限り)は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記(2)に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となります。本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。
 - (2) 承継新株予約権の内容は次に定めるところによります。
 - ① 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。
 - ② 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とします。
 - ③ 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。
 - ④ 承継新株予約権付社債の転換価額
承継新株予約権付社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、(注)3から(注)6に準じた調整を行います。
 - ⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
 - ⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日(当社が(注)7(6)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
 - ⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑧ その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使することができません。
 - ⑨ 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めておりません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

記載すべき事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日	—	57,568	—	15,121	—	5,637

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,697,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,729,000	50,729	—
単元未満株式	普通株式 142,067	—	—
発行済株式総数	57,568,067	—	—
総株主の議決権	—	50,729	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式733株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	6,697,000	—	6,697,000	11.63
計	—	6,697,000	—	6,697,000	11.63

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	928	991	928	898	861	848	815	809	875
最低(円)	838	830	833	840	759	779	720	730	779

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (事業開発本部長兼 JFC営業部長)	常務取締役 (事業開発本部長)	西岡 裕	平成22年12月1日

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,776	8,408
受取手形及び売掛金	16,740	12,606
商品	59,998	42,312
その他	10,907	10,776
貸倒引当金	△32	△35
流動資産合計	107,389	74,069
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	20,197	18,210
土地	23,160	22,371
その他（純額）	3,570	3,498
有形固定資産合計	※1 46,929	※1 44,081
無形固定資産	1,643	1,271
投資その他の資産		
差入保証金	17,596	18,626
その他	6,293	5,478
貸倒引当金	△675	△661
投資その他の資産合計	23,213	23,443
固定資産合計	71,786	68,795
繰延資産	25	21
資産合計	179,200	142,886

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	60,200	28,709
短期借入金	3,300	2,610
1年内返済予定の長期借入金	13,163	17,483
未払法人税等	2,285	2,162
賞与引当金	1,028	1,981
ポイント引当金	4,922	4,943
店舗閉鎖損失引当金	325	408
転貸損失引当金	53	54
その他	12,826	14,826
流動負債合計	98,106	73,179
固定負債		
社債	680	880
転換社債型新株予約権付社債	2,500	—
長期借入金	20,061	20,339
退職給付引当金	1,619	1,605
役員退職慰労引当金	6	5
転貸損失引当金	450	490
商品保証引当金	1,259	—
資産除去債務	2,092	—
その他	2,524	2,381
固定負債合計	31,193	25,702
負債合計	129,299	98,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金	19,639	19,630
利益剰余金	29,319	25,522
自己株式	△6,294	△6,483
株主資本合計	57,785	53,790
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△268	△208
土地再評価差額金	△7,615	△9,577
評価・換算差額等合計	△7,884	△9,786
純資産合計	49,901	44,004
負債純資産合計	179,200	142,886

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	286,530	337,536
売上原価	233,559	272,115
売上総利益	52,970	65,421
販売費及び一般管理費	※1 46,179	※1 54,128
営業利益	6,791	11,293
営業外収益		
受取利息	57	58
受取配当金	51	43
受取手数料	137	181
その他	159	※2 181
営業外収益合計	405	465
営業外費用		
支払利息	459	358
その他	81	124
営業外費用合計	541	482
経常利益	6,655	11,275
特別利益		
固定資産売却益	215	155
投資有価証券売却益	22	3
特別利益合計	237	159
特別損失		
固定資産売却損	266	94
固定資産除却損	24	18
減損損失	69	744
貸倒引当金繰入額	236	11
店舗閉鎖損失引当金繰入額	90	29
転貸損失引当金繰入額	76	—
固定資産評価損	31	—
投資有価証券評価損	163	125
退職給付制度改定損	802	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	883
特別損失合計	1,760	1,907
税金等調整前四半期純利益	5,132	9,527
法人税、住民税及び事業税	1,848	3,672
法人税等調整額	△750	△596
法人税等合計	1,098	3,075
少数株主損失(△)	△3	—
四半期純利益	4,037	6,451

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	107,852	138,181
売上原価	88,621	112,513
売上総利益	19,230	25,667
販売費及び一般管理費	* 16,413	* 19,556
営業利益	2,816	6,110
営業外収益		
受取利息	21	18
受取配当金	11	13
受取手数料	51	78
負ののれん償却額	69	—
その他	17	15
営業外収益合計	171	126
営業外費用		
支払利息	153	112
その他	25	40
営業外費用合計	178	153
経常利益	2,808	6,084
特別利益		
固定資産売却益	1	137
投資有価証券売却益	—	3
貸倒引当金戻入額	2	—
店舗閉鎖損失引当金戻入額	1	—
投資有価証券評価損戻入益	—	27
特別利益合計	6	169
特別損失		
固定資産売却損	50	94
固定資産除却損	4	3
減損損失	—	12
貸倒引当金繰入額	—	2
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	7
固定資産評価損	31	—
投資有価証券評価損	163	—
特別損失合計	249	120
税金等調整前四半期純利益	2,565	6,132
法人税、住民税及び事業税	248	2,157
法人税等調整額	919	248
法人税等合計	1,167	2,406
四半期純利益	1,397	3,726

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,132	9,527
減価償却費	2,057	2,389
減損損失	69	744
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	260	11
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△846	△952
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△31	△20
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	90	29
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	841	13
転貸損失引当金の増減額 (△は減少)	30	△40
商品保証引当金の増減額 (△は減少)	—	1,259
受取利息及び受取配当金	△109	△102
支払利息	459	358
投資有価証券売却損益 (△は益)	△22	△3
投資有価証券評価損益 (△は益)	163	125
固定資産売却損益 (△は益)	50	△61
固定資産除却損	24	18
固定資産評価損	31	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	883
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,795	△4,133
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,208	△17,649
仕入債務の増減額 (△は減少)	22,070	31,491
その他	△232	△1,713
小計	15,036	22,174
利息及び配当金の受取額	56	49
利息の支払額	△470	△364
法人税等の支払額	△2,568	△3,468
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,053	18,391

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,352	△6,984
有形固定資産の売却による収入	884	1,566
投資有価証券の取得による支出	△67	△42
投資有価証券の売却による収入	150	28
差入保証金の差入による支出	△542	△202
差入保証金の回収による収入	982	1,165
その他	△660	△295
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,606	△4,763
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,472	690
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	34,000	23,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△35,000	△23,000
長期借入れによる収入	15,772	9,900
長期借入金の返済による支出	△12,490	△14,497
社債の償還による支出	△200	△200
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	—	2,490
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△71	△148
自己株式の処分による収入	77	199
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△689	△692
財務活動によるキャッシュ・フロー	△75	△2,260
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,372	11,367
現金及び現金同等物の期首残高	3,734	8,408
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,106	19,776

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 和歌山ジョーシン株式会社を平成22年4月1日に設立したため、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 11社
2 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益がそれぞれ81百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が965百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、2,196百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
商品保証引当金 従来、長期無料修理保証サービスの対象商品については、すべて損害保険に加入することで修理対応しておりましたが、第2四半期連結会計期間より、一部の対象商品については損害保険には加入せず、修理が発生した時点で修理費用を負担する方法に変更しております。この変更に伴い、第2四半期連結会計期間より、将来の修理費用の見込額を商品保証引当金として計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産減価償却累計額 27,191百万円 2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に 対して、次のとおり保証を行っております。 あさか電器株式会社 90百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額 25,837百万円 2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に 対して、次のとおり保証を行っております。 あさか電器株式会社 94百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与及び手当 13,502百万円 賞与引当金繰入額 829百万円 退職給付費用 694百万円 —————	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与及び手当 14,858百万円 賞与引当金繰入額 904百万円 退職給付費用 714百万円 商品保証引当金繰入額 1,259百万円 ※2 営業外収益の「その他」には、第一生命保険の株式会社化に伴う、株式割当て63百万円を含んでおります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与及び手当 4,734百万円 賞与引当金繰入額 829百万円 退職給付費用 224百万円	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与及び手当 5,113百万円 賞与引当金繰入額 904百万円 退職給付費用 230百万円 商品保証引当金繰入額 1,105百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 11,106百万円 現金及び現金同等物 11,106百万円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 19,776百万円 現金及び現金同等物 19,776百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	57,568,067

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,837,833

(注) 自己株式数については当第3四半期連結会計期間末に社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式1,140,000株を含めて記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 (平成22年7月16日発行)	普通株式	2,668,089	—

(注) 新株予約権の行使請求に際しては、新株の発行に代えて、当社自己株式を交付する予定であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	692	14	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金19百万円を含めておりません。これは社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

本国以外の国、又は地域に所在する在外支店及び連結子会社がないため開示しておりません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高がないため開示しておりません。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

当グループでは、家電製品等の小売業(付帯業務を含む)以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,003.44 円	889.06 円

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 81.81 円	1株当たり四半期純利益金額 130.05 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 ー 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 125.55 円

(注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	4,037	6,451
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,037	6,451
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,354	49,609
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	1,778
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

3 「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.30円	1株当たり四半期純利益金額	75.01円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	71.18円

(注) 1 前第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,397	3,726
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,397	3,726
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,396	49,682
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	2,668
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

3 「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

上新電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 一 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

上新電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 一 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土井 栄次

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長土井栄次は、当社の第63期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。